

## 系列関係にある会社等の同一入札参加制限の概要について

談合の未然防止と公平・公正な競争環境を確保するため、現在、同一人が代表者（準市内業者は、受任者を含む。）となっている者について、同一入札の参加を制限していますが、次のとおり見直します。

区分	制限内容	
	現在	見直し後
(1)資本関係	制限なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子会社等と親会社等の関係にある場合</li> <li>・親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</li> </ul>
(2)人的関係	一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を兼ねている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を兼ねている場合</li> <li>・一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を兼ねている場合</li> <li>・一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合</li> <li>・一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合</li> <li>・複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人</li> </ul>
(3)その他	制限なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一方の共同企業体の構成員と他方の共同企業体の構成員に資本関係又は人的関係がある場合</li> <li>・上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合、その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</li> </ul>

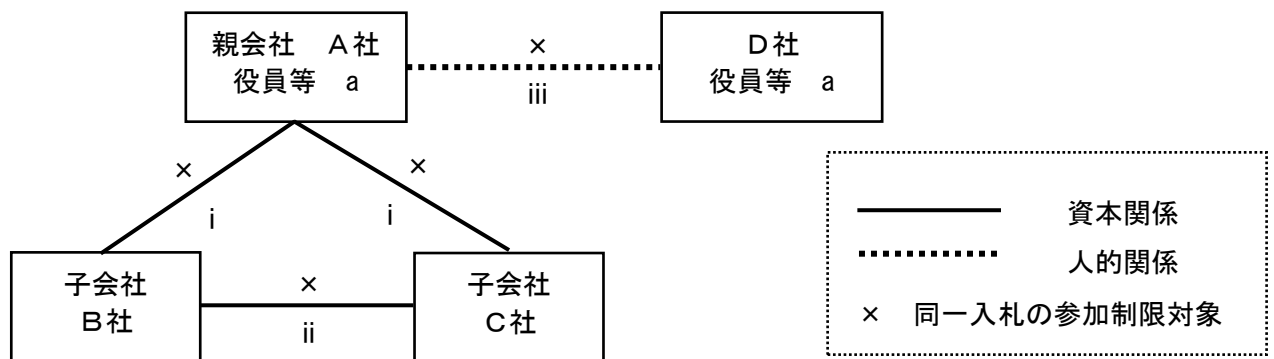
【実施予定時期】平成31年（2019年）10月

## 【参考】

### 資本・人的関係のある者の同一入札への参加制限【例】

#### ① 単体企業の場合

- i 親会社であるA社と子会社であるB社（又はC社）は系列企業のため、A社とB社（又はC社）は同一入札に参加できない。
- ii A社の子会社であるB社とC社は系列企業のため、B社とC社は同一入札に参加できない。
- iii A社とD社は役員等aが重複し系列企業のため、A社とD社は同一入札に参加できない。



#### ② 共同企業体の場合

- i 甲JVの代表者であるE社と乙JVの代表者であるH社は系列企業のため、甲JVと乙JVは同一入札に参加できない。
- ii 甲JVの代表者であるE社と乙JVの構成員であるI社は系列企業のため、甲JVと乙JVは同一入札に参加できない。
- iii 甲JVの構成員であるG社と乙JVの構成員であるI社は系列企業のため、甲JVと乙JVは同一入札に参加できない。

